平成２６年（フ）第２３７号
山梨県山梨市歌田599番地の６
債務者　中嶋　由美
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
山梨県南アルプス市有野365番地１　白根コーポ102
債務者　小林紗恵子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
山梨県甲府市国母７丁目５番25号　メゾンドＳＫＹ205号
債務者　鈴木　　聡
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
長野県松本市寿台５丁目10番38号
債務者　中谷　　巖
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２９１号
岐阜市加納愛宕町18番地１　愛宕住宅515号室
債務者　高橋　清子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１４号
岐阜市早田栄町５丁目12番地、前住所岐阜市早田大通１丁目44番地２　北林ビル601号室
債務者　小林　全美
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
岐阜県可児市今渡2338番地７、前住所岐阜県可児市緑ケ丘２丁目31番地１
債務者　宮嶋賢太郎
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２５０号
兵庫県伊丹市清水２丁目１番14―103号
債務者　坂山健次郎こと　尹　　富孝
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
兵庫県伊丹市清水２丁目１番14―103号
債務者　坂山世利子こと　李　　相烈
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
兵庫県加古川市平岡町西谷17番地の24
債務者　川端　栄治
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３８２号
兵庫県姫路市網干区余子浜224番地　網干コーポ302号、従前の住所兵庫県たつの市龍野町堂本320番地１　204
債務者　松井　正二
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９２号
奈良県桜井市大字大福852番地
債務者　増谷　陽代
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９３号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目２番52号
債務者　北出　善治
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９５号
奈良市尼辻北町９番51―205号
債務者　中井　　優
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９８号
奈良市紀寺町387番地　紀寺五反田ハイツ101号
債務者　中谷みち子（旧姓山澤）
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
鳥取県八頭郡八頭町隼福215番地
債務者　福田　富江
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０９号
鳥取県鳥取市雲山154番地36　グレースコートⅡ202号
債務者　岩城　裕美
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
鳥取地方裁判所民事部